誓　約　書　兼　承　諾　書

（あて先）菊川市長

1　保育所等入所承諾の解除

保育所等申込みに際しまして、下記の事項に該当するときは「保育所等入所承諾の解除」の措置を受けても異議申し立てしないことを誓約します。

(1) 保育所等入所後、特別の理由がなく定められた期間内に就労せず、就労証明書等を提出しなかったとき

(2) 保育所等入所後、法令に定める保育所等における保育の実施基準に該当しなくなったとき

(3) 保育所等入所後、特別な理由がなく１ヶ月以上登園しなかったとき

(4) 承諾された入所月変更を希望したとき（一旦承諾を取り消した後、再選考となります。）

2　保育所利用料の納付

保育所入所決定後、保育所利用料を納期期限内に納付することを併せて誓約します。

なお、誓約どおり履行されない場合は、直ちに勤務先への調査や滞納処分(債権(給与、預貯金等)、不動産等の差押え、児童手当支給分からの充当)を実施されても異議はありません。

3　市民課税台帳・課税資料の閲覧

保育所等の入所にあたり、保育料算定に伴う家族全員の所得の確認について、税務課の市民課税台帳・課税資料を閲覧して行うことを承諾します。

令和　　年　　月　　日

保護者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿